

令和5年度奈良県保健医療計画及び奈良県循環器計画策定に係る調査・分析等業務委託 公募型プロポーザル説明書

1 目的

県が、「医療法」（昭和23年法律第205号）第30条の4に定める医療計画及び「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」（平成30年法律第105号）第11条に基づく循環器病対策推進計画を策定するにあたって、効率的な業務遂行と質の高い計画策定を目的とし、必要となる調査・分析を行うとともに、地域の課題や解決の方向性等に関して、専門的見地からの提案や助言等の支援を行うものである。

2 業務概要

(1) 名称

令和5年度奈良県保健医療計画及び奈良県循環器計画策定に係る調査・分析等業務

(2) 業務の内容

別紙「令和5年度奈良県保健医療計画及び奈良県循環器計画策定に係る調査・分析等業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和5年10月31日（火）

ただし、瑕疵補修などやむを得ない対応については契約期間終了後であっても業務完了まで行うこと。

(4) 委託料上限額

16,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 留意事項

本業務は令和5年度奈良県予算の成立を前提とし、当該予算が成立しない場合は本業務に係る募集及び契約を中止するものとする。その場合であっても、参加申込及び企画提案に要した費用は応募者の負担とする。

3 参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 民事再生法の規定による再生手続き開始の申立て中又は再生手続き中でないこと。
- (3) 会社更生法の規定による再生手続き開始の申立て中又は更正手続き中でないこと。
- (4) 参加申込書の提出期限から企画提案書の提出期限までの期間において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (5) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）第2条第1項各号のいずれにも該当しないこと。

- (6) 平成 29 年 4 月 1 日以降に、国又は地方公共団体（国又は地方公共団体が設立する独立行政法人も含む。）を相手方とした、医療分野における調査・分析に関する業務（調査・分析を伴うコンサルティング業務や計画策定業務を含む。）を受注し、誠実に履行した実績を有している者。
- (7) 医学分野の専門的な見地から分析する必要があるため、臨床疫学、公衆衛生学、情報学の系統的な知識を有する医師又は、同レベルの知識・経験を持つ大学の研究者等（以下「専門職」という。）を含む事業実施体制の構築が可能な者。
- (8) 次のいずれにも該当しないこと。
- ① 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる。
 - ② 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。
 - ③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる。
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。
 - ⑥ 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる。
 - ⑦ 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除く。）において、県が当該下請契約等の解除を求めたにも関わらず、これに従わなかったと認められる。
 - ⑧ 県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったと認められる。

4 参加方法

本プロポーザルへの参加を希望する場合、所定の参加申込書及び企画提案書等を期限までに提出すること。

5 公募型プロポーザル説明書等の交付場所、交付期間等

(1) 交付場所

奈良県福祉医療部医療政策局地域医療連携課（医療企画係）（県庁主棟3階）
〒630-8501 奈良市登大路町30番地（電話番号：0742-27-8645）

(2) 交付期間

令和5年2月22日（水）～令和5年3月9日（木）
（但し、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、9時から12時と13時から17時の間）

(3) 交付資料

- ① 公募型プロポーザル説明書
- ② 業務委託仕様書
- ③ 提出様式（様式1～様式7）及び質問票（様式8）

※県ホームページにも掲載します。

（県ホームページのトップページ→県の組織→地域医療連携課→新着情報）

6 説明会の開催

本プロポーザルの実施にかかる説明会は行わない。

7 参加申込書の提出

公募型プロポーザル参加希望者は、次の書類を期限までに提出すること。

(1) 提出書類

- ① 【様式1】参加申込書
- ② 【様式2】事業者概要書

※業務案内（リーフレット等）を添付すること。

- ③ 【様式3】業務の実施実績

※上記3（6）の要件を満たしていることが分かるよう、具体的に記載すること。また、実績を証明できる書類（契約書等）の写しを添付すること。

- ④ 【様式5-1】業務実施体制表
- ⑤ 【様式5-2】配置要員経歴（専門職用）

※上記3（7）の要件を満たしていることが分かるよう、具体的に記述すること。

(2) 提出部数

1部

(3) 提出期限

令和5年3月9日（木）17時（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、9時から12時と13時から17時の間とする。

※郵送の場合は、配達記録が確認できる方法で送付すること。郵便事故等により提出書類が期限内に提出場所に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできない。

(5) 提出場所

奈良県福祉医療部医療政策局地域医療連携課（医療企画係）（県庁主棟3階）

〒630-8501 奈良市登大路町30番地（電話番号：0742-27-8645）

(6) その他

- ① 提出書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消す。
- ② 書類の作成にあたって、使用する言語は日本語（情報通信技術等として一般的に用いられる用語を除く。）とする。

8 質疑及び回答

(1) 質問方法

質問がある場合は、「質問票」【様式8】によりFAXで行うこと。また、到着確認のため、FAX送信後は、電話にて送付した旨を連絡すること。

(2) 提出期限

令和5年3月6日（月）17時（必着）

(3) FAX送付先

奈良県福祉医療部地域医療連携課医療企画係

FAX番号：0742-22-2725

（電話番号：0742-27-8645）

(4) 質問への回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を妨げるおそれのあるものを除き、県ホームページに掲載する。

この場合、当該回答内容は仕様書の追加又は修正とみなす。

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

以下の書類を、A4片面で提出すること。

- ① 【様式 4】 企画提案書
- ② 【様式 5-3】 配置要員経歴（総括責任者用）
- ③ 【様式 5-4】 配置要員経歴（担当者用）
- ④ 【様式 6】 質の高い医療計画策定に向けた提案
- ⑤ 【様式 7】 見積書

（2）提出部数

正本 1 部、副本 6 部

（副本には、応募者の名称が推測されるような記載や、ロゴ・用紙の使用はしないこと。）

（3）提出期限

令和 5 年 3 月 22 日（水）17 時（必着）

（4）提出方法

持参又は郵送

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、9 時から 12 時と 13 時から 17 時の間とする。

※郵送の場合は、配達記録が確認できる方法で送付すること。郵便事故等により提出書類が期限内に提出場所に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできない。

（5）提出場所

奈良県福祉医療部医療政策局地域医療連携課（医療企画係）（県庁主棟 3 階）

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地（電話番号：0742-27-8645）

（6）書類作成上の留意点

【様式 6 関係】

- ① 疾病・事業^(※1) および在宅医療の中から 1 つの領域を選択し、国の検討資料等から読み取れる課題や方向性を示した上で、どのようなデータを用いて県の現状を把握し、どのように課題仮説と解決の方向性を検討していくのが効果的かを提案すること。

（※1）「疾病・事業」は「がん」「脳卒中」「心筋梗塞等の心血管疾患」「糖尿病」「精神疾患」「救急医療」「災害医療」「へき地医療」「周産期医療」「小児医療」「新興感染症等感染拡大時における医療」の 11 項目

【様式 7 関係】

- ① 見積もりに当たっては、各業務の内訳が分かるようにし、金額は消費税及び地方消費税込みの金額を記入すること。消費税及び地方消費税率は 10%とする。
- ② 委託上限額 16,500,000 円（税込）を超えないこと。

【その他】

- ① 企画提案の内容は、見積金額の範囲内で提案者が実現できる内容を記載すること。
- ② 提案は、各応募者 1 案とする。

- ③ 文字の標準サイズは、10pt とする。最高サイズは特に指定しないが、最低サイズは 8pt までとする。ただし、図表中等やむを得ない部分はこの限りではない。書体は任意とする。
- ④ 書類の作成にあたって、使用する言語は日本語（情報通信技術等として一般的に用いられる用語を除く。）とし、通貨は日本国通貨に限る。
- ⑤ 企画提案に要する一切の費用は、選考結果にかかわらず、応募者の負担とする。
- ⑥ 提出された企画提案書等は返却しない。
- ⑦ 企画提案書等の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。
- ⑧ 提出されたすべての書類は、奈良県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報等は非公開）となるが、提出者に無断で公開にしない。
- ⑨ 提出書類に虚偽の記載をした場合は、企画提案参加資格を取り消す。

10 企画提案書の審査

(1) 審査方法

提出された企画提案書等について、プレゼンテーション審査を実施し、最優秀案を 1 者選定する。

- ① 審査予定日：令和 5 年 3 月 28 日（火）時間は別途メールにより連絡する
※日程は変更となる場合がある。
- ② 実施方法：シスコシステムズの Webex を用いてリモートでのプレゼンテーションを実施。
※プレゼンテーションに係る通信費その他費用は企画提案者の負担とする。
- ③ 時間：1 提案者あたりの説明時間は 30 分を予定し、内訳は次のとおりとする。（変更となる場合がある。詳細は別途行う通知による。）
プレゼンテーション：15 分
質疑応答：15 分
- ④ 出席者：プレゼンテーションへの参加は 3 名までとする。
主たる説明は、業務を実施する際の統括責任者（予定者）が行うこととする。
- ⑤ その他：プレゼンテーションの内容は、提出した提案書の内容とする。（追加提案の説明や追加資料の提出は認めない）

(2) 審査内容

提出された企画提案書等について、次の観点から評価し、受託事業者を選定する。評点の詳細は別表のとおりとする。

提案者が複数いる場合は、各委員の合計得点の総計が満点の 6 割以上の者のうち最も高い得点を獲得した者で、かつ審査委員会の合議により認められた者を、最優秀提案者として選定する。ただし、審査の結果、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の 5 割未満の項目が一以上ある提案者は受託事業者として特定しない。

提案者が 1 者の場合、評価基準による得点が満点の 6 割以上で、かつ審査委員の合議によ

り認められたものについては、当該提案者を受託事業者として特定することとする。ただし、審査の結果、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の 5 割未満の項目が一以上ある場合は、受託事業者として特定しない。

(3) 審査結果

決定した受託予定者の名称は、企画提案書提出者全員に対し、文書により通知する。ただし、個別の審査結果については公表しない。

(4) 失格事項

提案者が次に掲げる場合に該当するときは、失格とする。

- ① 上記 3 に示した参加資格要件が備わっていないとき。
- ② 本プレゼンテーションにかかる提出書類に虚偽または不正があったとき。
- ③ 提出された企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せずその補正に応じないとき。
- ④ 一以上の評価項目についての記載がなかったとき。
- ⑤ 委託上限額を超える見積書が提出されたとき。
- ⑥ プレゼンテーションに不参加のとき。
- ⑦ その他不正な行為があったとき。

1 1 契約の締結について

- (1) 上記 1 0 により特定された者は、速やかに県と本業務にかかる契約を行うこと。特定された者が正当な理由なく遅延した場合は特定を取り消すことがある。
- (2) 契約の相手方は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の金額を納付しなければならない。なお、奈良県契約規則(昭和 39 年 5 月奈良県規則第 14 号)第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部または一部を免除する場合がある。
- (3) 契約額は、企画提案書に記載された見積額がそのまま採用されるのではなく、最優秀提案者との協議により業務仕様書を確定した後に決定する。なお、この協議が不調に終わった場合には、審査において次点となった事業者と同様の手続を行うこととする。ただし、次点となった事業者が企画提案書の審査において全審査委員の得点の平均が満点の 6 割以上で、かつそれぞれの評価項目で全審査委員の得点の平均が満点の 5 割以上であった場合に限る。
- (4) その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令およびその他関係法令並びに奈良県個人情報保護条例、奈良県会計規則およびその他の県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

1 2 契約の不締結

契約候補者が契約の締結までに以下の要件のいずれかに該当すると認められるときは、契約候補者と契約を締結しないものとする。

- (1) 役員等が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（1）から（5）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等に当たって、上記（1）～（5）のいずれかに該当する者とその相手方としていた場合（上記（6）に該当する場合を除く。）において、県が当該契約等の解除を求めたにも関わらず、これに従わなかったとき。
- (8) 県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

1 3 契約の解除

契約締結後、契約の相手方が上記 1 2（1）～（8）のいずれかに該当すると認められる場合、企画提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかとなった場合、正当な理由なく一定期間業務を履行しない場合は、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、契約の相手方に損害賠償義務が生じる。

1 4 留意事項

新型コロナウイルス感染症の発生等により本業務の遂行に支障が出る場合は、事業の中止、事業内容及びそれに伴う経費積算の変更について受託事業者と県で協議を行い、県が決定する。

【参考：企画提案公募スケジュール】

令和 5 年 2 月 22 日（水）	公告
令和 5 年 3 月 6 日（月）	質問受け付け〆切
令和 5 年 3 月 9 日（木）	参加申込書提出期限
令和 5 年 3 月 22 日（水）	企画提案書提出〆切
令和 5 年 3 月 28 日（火）	審査委員会の開催（予定）